

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 2020年度税制改正大綱 ～個人所得課税関連～

2020年度税制改正大綱が閣議決定されました。個人所得課税に関する主な改正内容はつぎのとおりです。

制 度	改 正 内 容			
NISA 制度の見直し	概 要	一般 NISA の終了にあわせ、新たな NISA 制度が創設されます。		
			現 行	新 NISA
		非課税投資上限	上場株式・株式投信等 …120 万円/年	公募等株式投信 …20 万円/年 上場株式・株式投信等(*) …102 万円/年
		非課税期間	投資から 5 年	投資から 5 年
		投資期間	～2023 年	2024～2028 年
*公募等株式投信を行った場合のみ投資できます。				
国外不動産所得に係る損益通算等の特例	概 要	国外不動産所得の損失のうち、国外中古建物の減価償却費相当額はなかったものとみなされます。 なお、国外中古建物を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算上、その取得費から、上記の取扱いによりなかったものとみなされた減価償却費相当額は控除しません。		
	適用時期	2021 年～		
シングルマザーの寡婦(夫)控除への適用追加	概 要	寡婦(夫)控除について、つぎのとおり改正されます。		
			現 行	改正後
		適 用 者	離婚・死別	離婚・死別・未婚
	所得制限	無し (男性の場合 500 万円以下)	500 万円以下	
適用時期	2020 年分～(住民税は 2021 年度分～)			
低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除	概 要	5 年超所有の市区町村長が確認をした低未利用土地等を、500 万円以下で譲渡した場合には、当該土地等の譲渡にかかる長期譲渡所得の金額から 100 万円を控除することができます。		
	適用時期	2020 年 7 月 1 日(*)～2022 年 12 月 31 日 *土地基本法等の改正が同日までに施行された場合		

お見逃しなく！

所有者不明土地について、2021 年以後は使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるとされます。